

鶴翔会(旧岡山医学同窓会)

産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険 団体制度のご案内

平成27年12月1日に労働安全衛生法が改正となり、事業者に対して従業員数50名以上のすべての事業場において、年に1回ストレスチェックを実施することが義務付けられています。
(令和7年7月時点)

ストレスチェック制度とは??

労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促したり、働きやすい職場づくりを進めることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたものです。

産業医の職務・役割は以下のとおりです。

- ◆健康診断の実施とその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置
- ◆面接指導等の実施とその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置
- ◆作業環境の維持管理
- ◆作業の管理等労働者の健康管理に関すること
- ◆健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持推進を図るための措置に関すること
- ◆労働衛生教育に関すること
- ◆労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関すること



今後、産業医にとって労働者への面接指導や 健康相談の機会等が増えることが想定されます！

これを受けて今般、貴会所属の産業医の皆さまが安心して業務を遂行していただけるように、

「産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険 団体制度」

が発足しましたので、ご案内します。ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

1. 産業医の職務遂行における責任について

想定される事例

- ◆嘱託医契約を結んだ事業所の定期健康診断で、従業員からHIV感染をしている旨の相談を受けた。嘱託医は本人に無断でその情報を事業所へ報告したところ、事業所はHIVであることを理由に、その従業員を解雇した。その後、従業員より損害賠償請求を受けた。
- ◆顧問先企業で過労を訴える従業員との面談を実施した。労働時間の調整などの助言をしなかったため、その従業員が死亡。政府労災により過労死認定がされたため、遺族から産業医として適切な対応を行っていなかったとして、損害賠償請求を受けた。
- ◆産業医面談において、「うつ」の傾向が認められたため勤務先に配置転換の助言を行ったところ、間違っ同姓同名の別人についての情報として提供した。「うつ」ではない従業員から、産業医提言に基づいて配置転換されたことを理由に、経済的損失等の損害賠償請求を受けた。
- ◆嘱託医活動でストレスチェックの判定を行った際、女性従業員に対し「外の空気を吸うことが必要」と面接指導し、そのまま屋外に連れ出したところ、両親より「職権乱用、セクシャルハラスメントである」と訴えられ、訴訟費用が発生した。
- ◆顧問先企業で過労を訴える従業員との面談の最中、他の顧問先の企業状況と比較して問題ない旨を回答した。その従業員が労基署に相談し、引き合いに出した他の企業に関する話をした結果、労基署がその企業に照会したことから、その企業から内部情報の漏えいを理由に損害賠償請求を受けた。

上記の行為は“医療行為”には該当しないと考えられます。

病院（診療所）の医師賠償責任保険は、**医療行為**に起因する患者の身体障害に対してのみ保険金をお支払いします。

そのため、提供業務や賠償請求の内容によっては、病院（診療所）の医師賠償責任保険では**対象と**
ならないケースがあります！



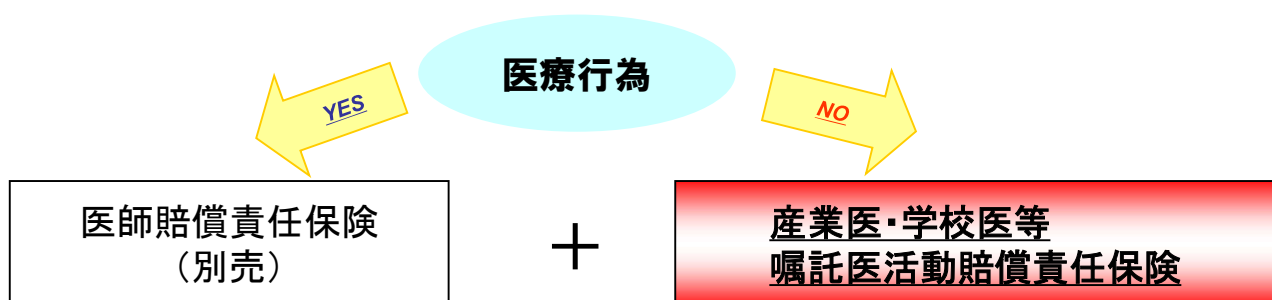
2. 保険の概要

産業医と、産業医の活動と類似性が高い医師の活動を対象とした商品をご用意しました。

以下①～④の活動をする医師を、総称で「**嘱託医**」と呼びます。

- ①労働安全衛生法により定められた産業医
- ②国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
- ③学校保健安全法により定められた学校医
- ④児童福祉法より定められた保育所等の嘱託医

この保険は、嘱託医として行う行為のうち、**医療行為以外の活動**において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで嘱託医が被る損害について、保険金をお支払いします。



医師賠償責任保険(別売)と産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、嘱託医の活動において損害賠償請求を受けた場合の補償をカバーすることができます。

3. 保険制度の仕組み

契約者	鶴翔会(旧岡山医学同窓会)
被保険者	鶴翔会の構成員である医師(勤務医)
支払限度額	1事故:1億円／保険期間中:3億円
自己負担額	なし
保険料	勤務医(1名あたり) 5,000円 保険期間:1年、一括払
約款構成	業務過誤賠償責任保険普通保険約款、嘱託医に関する特約条項

※日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の勤務医が加入対象となります。
また、岡山大学勤務医師賠償責任保険に加入されていることが加入条件となりますので、ご注意ください。

保険期間	2025年11月1日午後4時～2026年11月1日午後4時
中途加入	中途加入の受付(随時):原則翌月1日から2026年11月1日午後4時までとなります。

※中途加入の保険料は、年間保険料×加入月数/12(1円単位を四捨五入して10円単位)となります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 医療行為に起因する損害賠償請求
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 車両(注)、船舶または動物(注)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
- ⑤ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
- ⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ⑪ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求 など

5. ご加入手続きについて

この保険にご加入希望の際は、別紙の払込取扱票に必要事項をご記入いただき、保険料は郵便局にて同封の郵便振替払込取扱票でお振込みください。

※お名前・住所などの記載内容に間違いがないかご確認ください。

なお、ご加入いただいた先生には後ほど加入者証を送らせていただきます。

※加入者証は大切に保管してください。ご不明点がございましたら、ジャパン保険岡山までご連絡ください。

※各被保険者さまにて本パンフレットをお読みいただき、保険の内容を十分理解いただいたうえでご加入ください。

※加入依頼書の記載に誤りがある場合やお振込みが遅れた場合には、保険責任が開始しないことがありますので十分にご注意ください。

6. ご確認いただきたいこと

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる医療機関の形態等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができるといいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申出ができませんのでご注意ください。

① 保険期間が1年以内のご契約

② 営業または事業のためのご契約

③ 法人が締結したご契約

④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

等

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
＜1＞事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
＜2＞上記＜1＞について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
＜3＞損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

万一事故にあわれたら（つづき）

● 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会 ② 専門機関による鑑定結果の照会
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④ 日本国外での調査 ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

● 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

● 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

● 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■ 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト

（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

SOMPOグループの一員です。

岡山支店法人支社：岡山市北区大供1-2-10（TEL：086-225-1045）
（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

お問い合わせ先（取扱代理店）

株式会社ジャパン保険岡山

岡山市北区大供1-2-10

TEL：086-231-2840（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

FAX：086-231-2890

E-mail: office@y-oag.com

(SJ25-04930 2025/8/1)